

# 経営力向上計画とは？

あまり聞きなじみがない言葉かとは思いますが、中小企業庁が出している制度の1つに「経営力向上計画」というものがあります。設備投資や融資を考えている方におすすめの制度です。

## 「経営力向上計画」とは

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は税制や金融の支援等を受けることができます。一番この制度を活用しやすいのは設備投資の際です。要件を満たした設備ですと適用可能です。

## 支援措置

- 税制措置…認定計画に基づき一定の設備を取得した場合、即時償却または取得価格の10%の税額控除を選択適用。※資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%の税額控除  
認定計画に基づき行った事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置。  
認定計画に基づき行った事業承継等に係る準備金の積立の損金算入。
- 金融支援…政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援。
- 法的支援…業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置。

## 税制措置適用可能な設備

- 生産性向上設備（A 類型）…生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備。**工業会証明書が必要**
- 収益力強化設備（B 類型）…投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備。**経済産業局確認書が必要**
- デジタル化設備（C 類型）…可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備。**経済産業局確認書が必要**
- 経営資源集約化設備（D 類型）…修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備。**経済産業局確認書が必要**

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<b>【中小企業経営強化税制】</b> 即時償却又は税額控除10%（※7%）			
	生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資		デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする設備 経営資源集約化に資する設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率の改善が見込まれるパッケージ投資	
	<b>【中小企業投資促進税制（中促）】</b> 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用			

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

他にもまだまだ要件など細かくあり、記載しきれていないので気になった方は一度担当者にご相談ください。弊所は認定支援機関に該当しますので、一貫してサポートさせていただきます。

(文責：泉川 向日葵)